

基礎研 レポート

IAIS (保険監督者国際機構) による ICS (保険資本基準) について —公表された市中協議文書の概要 と関係団体からの初期反応等—

取締役 保険研究部 研究理事

年金総合リサーチセンター長

中村 亮一

TEL: (03)3512-1777

E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

IAIS (保険監督者国際機構) が、2016年7月19日に、保険会社に対する国際的な資本規制である ICS (Insurance Capital Standard : 保険資本基準) に関する市中協議文書 (2016 Insurance Capital Standard Public Consultation Document、以下「2016 ICS CD」という) を公表した。

今回のレポートでは、2016 ICS CD の概要とそれに対する関係団体からの初期反応等について報告する。なお、2016 ICS CD の概要については、主として、IAIS による7月19日のプレス・リリース資料と7月27日のパブリック・バックグラウンド・セッションで使用されたプレゼンテーション資料¹に基づいている。

2—ICS (保険資本基準) について

1 | ICS とは

ICS は、IAIGs (Internationally Active Insurance Groups : 国際的に活動する保険グループ) に適用されるグループベースの連結保険資本基準である²。IAIGs には、これからの指定基準の制定にもよるが、グローバルに保険活動を展開している50社から70社程度が該当し、これらの会社で世界の保険料シェアの5割以上を占めることが想定されている³。

2 | ICS の位置付け

ICS は、IAIGs を監督するための国際的な監督フレームワークで定性的かつ定量的な要件を取り扱う「コムフレーム (ComFrame)」の一部である。

ICS は、達成されるべき最低基準を制定しており、IAIS の各国監督当局はそれぞれの管轄地域で

¹ IAIS の Web サイトからともに入手可能 <http://www.iaisweb.org/home>

² IAIS の作成するルールに法的裏付けはないが、メンバーのコンセンサスで決定されたルールについては、遵守していくことが求められていくことになる。

³ 2016年のフィールドテストには、42社が参加している。

ICSを適用することが期待されている。各国監督当局はより高い基準やより高い最低資本水準を設定する追加的制度を採択してもよい。さらには、自国のIAIGsに対して補足的な資本十分性手段を導入してもよい。

3 | ICS作成に向けてのプロセスと2016 ICS CDの位置付け

(1) ICSのVersion 1.0

2016 ICS CDは、2017年6月までに採択が計画されている機密ベースで会社が監督当局に報告する「ICS Version 1.0」に対するものである。

Version 1.0では、2つの評価方式アプローチとICS資本要件を算出する標準手法に基づいて、機密ベースの報告目的のICSを作成している。ICS Version 1.0の完成後、内部モデル（完全又は部分）の使用、外部モデル、標準手法のバリエーションを含む、他のICS資本要件の算出方法を検討する計画となっている。

(2) ICSのVersion 2.0

一方で、2019年において（コムフレームと一緒に）採択が計画されている「ICS Version 2.0」については、監督当局による実施に適合するICSを作成する。

ICS Version 2.0は、①（最終目標で思い描かれているレベルではないが）ICS Version 1.0に比べて向上した比較可能性を有し、②未だ2つのアプローチが並存するかもしれないが、評価における差異を縮小することを熱望し、③標準的手法と内部モデル（完全又は部分）の使用、外部モデル、標準手法のバリエーションを含む、他のICS資本要件の算出方法の両方を認めているかもしれない、としている。

（参考）IAISによる保険監督規制の枠組み

	保険会社	保険グループ	国際的に活動する 保険グループ (IAIGs)	グローバルにシステム 上重要な保険会社 (G-SIIs)
保険基本原則 (ICP)	個別法人 のみに適用	個別法人及びグループに適用		
コムフレーム (ComFrame)			コムフレームの資本規制 ICS(2019年確定、2020年適用開始予定)	
G-SIIs政策措置 (BCR・HLA等)			BCR(基礎的資本要件)(2014年確定) HLA(より高い損失吸収力)(2015年確定) 2019年適用開始予定	

3—2016 ICS CDの全体像

1 | プレス・リリース資料による説明

2016 ICS CDについて、IAISによるプレス・リリースによれば、以下の通りとされている。

今回のリスク・ベースのグローバルな ICS CD のリリースにより、IAIS はその以前のスケジュール (2017 年半ばまでに Version 1.0、2019 年後半までに Version 2.0) に基づく ICS の採択に近づいた。IAIS の執行委員会の委員長の Victoria Saporta 氏は「2016 CD のリリースはグローバルなリスク・ベースのグループ・ワイドな資本基準を実現するための大きなステップを表している。」「保険分野における健全な資本・ソルベンシーのフレームワークは保険契約者の保護に欠くことのできないものであり、グローバルな金融安定化に貢献する。ICS は同等性の中核である。」と述べている。

今回の 2016 ICS CD の目的は、機密ベースでの報告目的の ICS Version 1.0 の 3 つの主要な要素である、①評価方法 (valuation)、②適格資本リソース (qualifying capital resources)、③ICS 資本要件を決定するための標準手法 (standard method for determining the ICS capital requirement)、に関して、利害関係者からのさらなるフィードバックを求めることにある。

IAIS は、ICS に関する CD を 2014 年 12 月に公表しており、今回は 2 回目の CD となっている。IAIS の金融安定化技術委員会の委員長の Michael McRaith 氏は「ICS CD の進展は、透明で広範なパブリック・エンゲージメント (公衆関与) による結果である。」「IAIS のメンバーは、40 以上の国際的な保険グループとの広範で継続的なフィールドテストに関わり、数多くの終日にわたる利害関係者の打ち合わせを開催し、数百ページのパブリック・コメントを受け取った。」と述べている。

ICS は、リスク・ベースのグループ・ワイドなグローバルな保険資本基準を開発するための複数年プロジェクトの第 3 段階である。第 1 段階として、2014 年に BCR (Basic Capital Requirement : 基礎的資本要件) を採択し、第 2 段階として、2015 年に HLA (Higher Loss Absorbency requirement : より高い損失吸収力 (上乗せ資本) 要件) を採択している。市中協議プロセスとフィールドテストは ICS のエビデンス・ベースの政策開発にとって重要である。

2 | 協議期間等

2016 ICS CD に対する協議期間については、その重要性を考慮して、(これまでの 2 ヶ月を延長して) 3 ヶ月とし、2016 年 10 月 19 日まで、となっている。

2016 ICS CD は、技術的な質問に焦点を置いており、多くの問題が協議にかけられている。200 以上の質問が含まれているが、殆どの質問は、「yes or no」での回答とその説明が求められる形となっている。

なお、これまでの関係者との非公式な協議プロセスを通じて、2016 ICS CD に対する重要問題の多くについては、プレビューがなされてきた、としている。

3 | 2016 ICS CD のカバーする範囲等

2016 ICS CD は、2016 年のフィールドテストで検討されているアプローチの背景と合理性を提供しており、より技術的な詳細については、同時に公開された「2016 Quantitative Field Testing package」に提供されている。

2016 ICS CD は、先に述べた、①評価方法 (valuation)、②適格資本リソース (qualifying capital resources)、③ICS 資本要件を決定するための標準手法 (standard method for determining the ICS capital requirement) に加えて、④グループの範囲 (ICS 算出の境界線)、⑤税に対する全体論的アプローチ (holistic approach) に対する予備的考察、をカバーしている。

ただし、以下のような長期的な戦略問題は含まれていない。

- (a) 内部モデル (ICS Version 1.0 から ICS Version 2.0 への発展の中で検討される)
- (b) 実践における ICS の比較可能性の評価手法
- (c) ICS が IMF の FSAP の一部となる可能性
- (d) ICS Version 2.0 が消費者や投資家の教育を含むパブリックに対して伝達される方法
- (e) 既存の監督制度から ICS の実施への移行措置
- (f) グループベースの連結資本要件として、ローカルな法的単体資本要件と ICS の間の相互作用
- (g) 資本の代替可能性

4—2016 ICS CD の概要

2016 ICS CD の概要のうち、IAIS がフィードバックを求めている主要な要素としている 3 点に関しては、以下の通りとなっている。

1 | 評価方法 (valuation)

(1)市場価値調整ベース (Market Adjusted Valuation : MAV)、(2)GAAP 調整アプローチ (GAAP⁴ with Adjustments(GAAP PLUS)、以下「GAAP+」という)、の 2 つの評価方法が提案されている。

2 つの方式の類似性については、①各管轄地域の GAAP からスタートして、調整を加えること、②技術的準備金に現在推計への調整を行うこと、③過度なボラティリティやプロシクリカリティを制限する合理的なアプローチを目指していること (そのためのアプローチは 2 つの評価方式で異なるかもしれない)、④資本リソースに関して同じ定義・仕様を用いていること、としている。

一方で、差異については、①GAAP+の場合、全ての金額と調整は、独立した監査人による監査を受ける金額とプロセスやシステムに依存しているのに対して、MAV においては、監査への依存は明示的な原則ではない、②MAV とは異なり、GAAP+の調整は、監査対象の残高やプロセスの使用を最大化し、資産と負債の対称的な評価を生成するために、管轄地域 (時には会社) によって異なるかもしれない、③管轄地域によっては、GAAP+の数値は市場ベースではなく、MAV データに適用されるストレスと比較して、ストレスに対して異なるように反応する、と説明されている。

(1)市場価値調整ベース (MAV)

(1-1)基本的なイールドカーブ

保険負債に対して、現在推計を使用するが、現在推計は、偏りのない最新の前提条件を用いて、保険債務を履行する際に生じる全ての関連する将来キャッシュフローの期待現在価値を反映する。

ここで、保険負債の割引率については、IAIS が指定する通貨別のイールドカーブを使用する。

イールドカーブについては、EU のソルベンシー II における UFR (Ultimate Forward Rate : 終局フォワードレート) に相当する LTFR (Long Term Forward Rate : 長期フォワードレート) を使用する。

⁴ GAAP(Generally Accepted Accounting Principles : 一般に (公正妥当と) 認められた会計原則)

LTFR は、①長期経済成長率と、②長期インフレ目標 の合計値 で決定される。

「①長期経済成長率」は、実質金利を表し、50年間の経済成長予測に基づいて、2つのバケットに区分（OECD 加盟国 1.5%、OECD 非加盟国 2.75%）される。また「②長期インフレ目標」は、中央銀行のインフレ目標等に基づいて、以下の6つのバケットに区分されている。

2.0%	原則	4.0%	アルゼンチン、中国、インド、ロシア
2.5%	オーストラリア、ポーランド、アイスランド、ノルウェー	4.5%	ブラジル、インドネシア、南アフリカ
3.0%	チリ、ハンガリー、メキシコ、韓国	5.0%	トルコ

結果的に、具体的な通貨別の LTFR の水準は、以下の通りとなっている。

3.5%	加ドル、スイス・フラン、チェコ・コルナ、デンマーク・クローネ、ユーロ、英国ポンド、イスラエル・シケル、日本円、ニュージーランド・ドル、ルーマニア・レウ、スウェーデン・クローナ、米ドル
4.0%	豪ドル、ノルウェー・クローネ、ポーランド・ズロチ
4.5%	チリ・ペソ、コロンビア・ペソ、ハンガリー・フォリント、韓国ウォン、メキシコ・ペソ、ペルー・ヌエボ・ソル
4.8%	サウジアラビア・サウディ・リヤル
6.5%	トルコ・リラ
6.8%	中国元、香港ドル、インド・ルピー、ロシア・ルーブル、台湾ドル
7.3%	ブラジル・リアル、インドネシア・ルピー、マレーシア・リンギット、フィリピン・ペソ、シンガポール・ドル、タイ・バーツ、南アフリカ・ランド

(1-2)2016年フィールドテストにおける割引率

(1-2-1) 基本的なイールドカーブへの調整

2014年や2015年のフィールドテストで使用された手法については、フィールドテストに参加しているボランティア会社から、ストレスシナリオで潜在的に資本リソースを導入することになりうるボラティリティについての懸念が示され、バランスシートの両方のサイドの行動をより良く一致させるために、調整手法の変更が主張されてきた。これを受けて、IAISは、ストレスシナリオの間の妥当性を含む基本曲線への調整の洗練化の可能性を探求することをコミットしてきた。2016年のフィールドテストとICS CDでは、この問題を評価し解決するためにデータとフィードバックを収集することとしている。

(1-2-2) 具体的な基本的なイールドカーブへの調整

具体的には、割引率に関して、調整の設計に関する異なるいくつかのオプションを調査するために、以下の情報を収集することとしている。

なお、各オプションは、2つの異なる経済シナリオ（2015年末と2008年（又は2011年）タイプのシナリオ）の下でテストされる。これにより、IAISが異なる経済状況下で異なる提案手法の妥当性や有効性を評価することができることになる。

(A) 参照手法 (Reference method)

まずは、参照手法として、以下の3つの手法で算出する。

(参照手法1) 調整なしのリスクフリーレート（基本イールドカーブを使用）

(参照手法2) 2014年及び2015年のフィールドテストのアプローチを使用（通貨毎に優良社債イン

デックスの40%に基づいて調整(他の年度のデータとの比較可能性を確保するためのデフォルト・アプローチ))

(参照手法3) 会社独自の資産ポートフォリオを使用(保有する資産ポートフォリオと 保険負債を割り引くのに使用される調整イールドカーブとの間の一致を強調し、IAIS が他の手法によって導入されるベシスリスクの程度を評価することを許容する)

(B) オプション (Options)

さらに、以下の3つのオプションで算出する。

(オプション1) 特定の通貨において、全ての IAIGs によって典型的に保有される資産を反映する目的の代表ポートフォリオ

(オプション2) 特定の資産エクスポージャーに依存する各 IAIG によって重み付けされる市場ポートフォリオの加重平均 (WAMP) (IAIG の実際のエクスポージャーへの感応度と IAIGs 全体の保険負債評価の比較可能性の間のバランスを達成する目的)

(オプション3) オプション2に類似、ただし負債を以下の3つのバケットに区分

資産ポートフォリオ	バケット	マッピング基準	適用比率
生命保険会社	バケット1	解約時に現金給付の無い生命保険・就業不能・支払中年金	生命保険負債に対応する資産グループに対するスプレッドの80%
	バケット2	解約時に現金給付のある生命保険負債	生命保険負債に対応する資産グループに対するスプレッドの60%
損害保険会社	バケット3	他の全ての負債	損害保険・再保険負債に対応する資産グループに対するスプレッドの60%

(2)GAAP 調整アプローチ (GAAP+)

各国の GAAP (IFRS を含む、米国の相互保険会社等は SAP⁵) をベースに調整する。既存の損失認識テストを反映する。管轄地域の GAAP に応じて、調整の性質及び規模はかなり異なる可能性がある。

2016年フィールドテストでの主要な変更点は、①資産と負債の非対称的な評価に対処するため、GAAP+に対する AOCI (Accumulated Other Comprehensive Income) 調整を実施、②新たな GAAP+例として、韓国、シンガポール、台湾の例を追加、③全てのリスクに対する資本要件をテスト (アプローチは金利リスクと不動産リスクを除いて、MAV と整合的になる)、としている。

(3)現在推計に対するマージン (Margin Over Current Estimate : MOCE)

2つのタイプ (①資本コスト法、②IAIGs 各社の履行ビューに基づいて整合的なマージンを算出する方法) がオプションとして提案されている。

2 | 適格資本 (qualifying capital)

適格資本については、全ての可能性のある資本リソースに対して、性格、質、適合性の評価を通じて決定されるが、その評価においては、(a)劣後性、(b)損失吸収に対する利用可能性、(c)損失吸収力、(d)永続性、(e)制限と強制支払コストの不在、についての絶対的又は相対的程度が考慮される。

⁵ SAP(Statutory Accounting Principles : 法定会計原則)

協議の重要なイシューとしては、①構造上対契約上の劣後性（優位弁済債務の取扱）、②相互 IAIGs の取扱、③非払込資本の算入、④資本構成限度の決定、が含まれている。

3 | ICS 資本要件を決定するための標準手法 (standard method for determining the ICS capital requirement)

2015 年のフィールドテストからの大きな変更点は、以下の 3 つのリスク算出に関するものである。

(1)医療・罹患・就業不能リスク

罹患・就業不能リスクを生命保険リスクから除いて、罹患・就業不能リスクを含んでいた医療リスクの取り扱いについて、以下の 2 つのオプションを提示している。

(提案 1) 新たな医療モジュールを作成することで、生命保険類似と損害保険類似の間の区別を除去

(提案 2) 2 つの非常に異なる（生命保険類似の）医療保険の重要なリスク・ドライバーを検討

(2)信用リスク

モーゲージローンに対して、よりきめ細かいアプローチを提案し、信用評価の使用に関わる問題を記述している。

具体的には、再保険エクスポージャーのための AM Best の格付けの使用を認め、各国の監督当局が当該国の資本決定目的のために使用している格付け会社による格付けの使用も IAIS の承認等の一定の条件下で認められる。

(3)金利リスク

キャリブレーションの手法及び評価手法の間で異なるアプローチを採用している。

MAV に対するショック金利曲線は、信頼水準 VaR 99.5%、1 年タイムホライズンで、主成分分析 (PCA) を用いて作成しているが、基礎データを 20 年から、危機後の金融政策に対応する 2010 年 1 月以降のデータに焦点を当てた。

GAAP+ に対しては、以下の 2 つの手法を実施する。

(方法 1) MAV で決定されると同様な手法を GAAP+ に適用した場合の金利リスクを評価

(方法 2) 対応する資産に対する提案された GAAP+ ストレスとより整合的な金利ストレス下で負債を評価するアプローチ

さらに、MAV 金利リスクと 2 つの GAAP+ 金利リスク手法の比較可能性や差異を評価するための追加データも要求される。

5—2016 ICS CD に対する反応

1 | Insurance Europe (欧州保険協会) のコメント

2016 ICS CD に対して、Insurance Europe の副事務局長の Olav Jones 氏は、以下のように、「タイムテーブルがあまりにも野心的である。」「ICS のための政治的支援の不足を懸念している。」「ソルベンシー II のような ICS の枠組みと整合的なローカルの制度は、その適切な実施として認識される

べきである。」とのコメントを述べている⁶。

「Insurance Europe は ICS に関する IAIS の仕事に技術的な入力を提供する機会を歓迎し、国際的な管轄区域全体における比較可能で高水準の保険契約者保護を確保するというその目的をサポートしている。しかし、Insurance Europe はいくつかの問題がこれらの目的を提供する ICS のために対処されなければならないと考えている。」

「Insurance Europe は、使用可能で合意された枠組みを、2019 年の採択のために準備し、2020 年からの実施に適合させるという提案されたタイムラインが現実的であるかどうかについて、懐疑的である。」

「ICS の設計を急ぐ代わりに、IAIS は、ソルベンシーII やその他のリスクベースの制度のような、現代的なリスクベースの制度の例がいかにかにワークしているのかを検討するために必要な時間を取るべきである。」

「Insurance Europe は、特に実施に関して、ICS のための強力な政治的支援の不足を懸念している。事実、比較可能な結果を達成することを目的としたグローバルな資本基準の基本的な側面に、全ての管轄地域での基準の具体的な解釈がある。今のところ、Insurance Europe では、このような政治的支援が不足していることを感じており、それゆえ多くの努力がその実施を担当するパーティーからの強力な支援を持たないプロジェクトに注がれていることについて懸念している。」

「IAIS はまた、初期の ICS の枠組みと整合しているローカルな制度はそれの適切な実施として認識できる、ということとそのプロセスの中で早く明確にすべきである。例えば、ソルベンシーII は、その開発と実施に長い年月と大幅なコストを費やし、保険契約者保護の非常に高いレベルを提供し、非常に強力なリスクベースの制度の明確な例となっている。Insurance Europe はより高いレベルを要求するグローバル基準を想定することはできない。会社にソルベンシーII と ICS の両方の遵守を要求することは受け入れられないし、類似のしかし異なるフレームワークに移行するために、さらなるコストを課すことも同様に受け入れられない。」

「評価基準に関して合意されたいかなる解決策も、資産と負債との間の基本的なリンクを適切に反映することにより、長期投資に関連するボラティリティとリスクを誇張することを避けなければならない。これは、保険会社が長期的な商品を提供し、経済の成長と安定をサポートすることを可能にする、という保険会社のビジネスモデルのコア機能を損なうことを避けるために非常に重要である。これに関連して、Insurance Europe は、特定のアプローチが、市場の混乱の期間中にワークし、プロシクリカリティを形成することを回避できるかどうかを、テスト/評価することに、より大きな重要性が与えられるべきであると信じている。」

2 | AIA(米国保険協会) 及び PCI(米国損害保険会社協会) からの反応

格付け会社の AM Best によれば、AIA(American Insurance Association : 米国保険協会)の顧問弁護士で金融規制政策ディレクターの Phillip Carson 氏は、Best's News Service に対して、以下のよう

⁶ ICS については、2015 年 5 月に、実施時期が 2016 年末から 2019 年末に延期されている。

「IAIS の基準は、特定的に国際制度を拒否している議会における米国の資本基準や法律のための連邦準備制度の提案と相容れないように見える。米国における採択は問題を起す。」

「我々が述べてきたことの1つは、グローバルな資本基準を開発する場合、それは既存の制度に組み込まれるべきである、ということである。」

「すべての管轄区域が、既存の制度を破棄し、ICS のアプローチを使用する前提で開始する場合には、それはグローバルな管轄地域へのとんでもない要求(huge ask)になる。」

「米国は、それがとんでもない要求であり、私たちのニーズに対応していないことを認識した。」

「たぶん、他の法域では、我々ほど歯に衣を着せない言い方をしてこなかった。」

また、同じく AM Best によれば、PCI(Property Casualty Insurers Association of America : 米国損害保険会社協会) の金融政策に関する副会長 Steve Broadie 氏は、Best's News Service に、以下のように述べている。

「私たちは確かに米国のリスクベースの自己資本制度が相互に認識されるべきであると考えている。」

「米国の制度は、時間をかけてテストされてきたが、ICS はそうではない。」

3 | 米中保険対話における声明における言及

ニューヨークにおいて、7月に、米国と中国の保険監督当局の代表者がそれぞれの保険市場が直面する重要な問題を議論するための会合が開催された。米国からは、NAIC（全米保険監督官協会）会長の John M. Huff 氏、NYDFS（ニューヨーク州金融監督局）局長の Maria Vullo 氏及び執行役副監督局長の Scott Fischer 氏が、CIRC（中国保険監督管理委員会）からは、会長 Xiang Junbo 氏、局長 Jiang Bo 氏、ディレクター Zhu Yanhui 氏及び課長 Huo Hongqiang 氏が参加していた。

これを受けて、7月26日に声明が公表されたが、この中で、ICS に関して、以下のように触れられている。

「私たちは、世界最大の保険市場の2つとして、消費者保護の精神で一緒に仕事をすることにコミットしている。IAIS で進行中の保険資本基準を開発するための作業は、ゆっくりしたペース（at a measured pace）で進行されなければならないし、管轄地域がそれが本質的に真にグローバルであることを確認して実施することができる基準であるべきである。」

即ち、米国と中国の保険規制当局は、世界的な保険資本基準（ICS）の開発に対して、「ゴースロー・アプローチ（漸進的手法）」を要求し、異なる国の実施に対して柔軟性を認める必要性を示唆している。

4 | 米国連邦準備制度理事会（FRB）の反応

5月に、FRB（連邦準備制度理事会）の Daniel K. Tarullo 理事は、ICS に関して、「グローバルに一貫性のある会計基準や評価アプローチや商品の定義が欠如していること等から、私たちが監督する保険会社に適用される資本要件を前方に進めるためのオプションとしては、不十分に開発された。」ことを指摘していた。

6—ICS を巡る動向と今後の議論について

以上、2016 ICS CD の概要とそれに対する関係団体からの初期反応等について報告してきた。ここでは、ICS を巡る全体的な動向について触れるとともに、筆者の見解等について述べておく。

1 | 保険負債評価手法についての 2 つの方式の並存

最大の争点である保険負債の評価手法については、これまでも常に欧州と米国の方式の間で議論が行われてきた。今回の ICS Version 1.0 に関する限り、結局は、EU のソルベンシー II に対応した手法である「市場価値調整ベース (MAV)」、と米国にとってより望まれる手法である「GAAP 調整アプローチ (GAAP+)」、の 2 つの評価方式が並存して、これらの両方式を認める形となっている。

ICS Version 2.0 においては、比較可能性をより向上させることを目指しているが、欧米の関係団体等によるそれぞれの手法への強い拘りが示されている状況下で、2019 年というスケジュール感の中で、どの程度評価手法の収斂が図られて、比較可能性が高められていくのかについては、不透明な要素が高いと言わざるを得ないと思われる。

2 | EU のソルベンシー II を巡る動き

この背景には、EU のソルベンシー II 自体が本当にうまくワークしていくのか、という点に対する十分な信頼感が欠如していることが大きく影響しているように思われる。EU のソルベンシー II は、導入に至るまで、長年をかけて多くの議論や影響調査等が行われてきたが、最終的には政治的な決着が図られた内容も含まれる形で、2016 年からスタートしている。

欧州の保険会社も、ソルベンシー II 導入に至るまでは、多くの課題指摘等を行ってきたが、ソルベンシー II が導入された今となっては、ICS でそれとは異なる新たな資本基準を課せられる形になることはとても容認できない、というスタンスである。

ただし、ソルベンシー II 自体は、2018 年にはレビューが計画されており、より洗練された制度に向けて、今後さらなる議論を通じた見直しが行われていくことになる。その意味で、現在のソルベンシー II 自体は、各種の経過措置の存在や内部モデルの取扱い、各国監督当局間の実際の規制内容の不統一等の課題を抱えて、いまだ発展途上にある制度である。

従って、こうしたソルベンシー II に類似した「市場価値調整ベース」に基づく MAV によるソルベンシー規制の考え方について、米国等が十分に信頼することができないでいるのも理解できるものと思われる。

3 | 米国における保険資本規制を巡る動き

(1) 連邦による保険資本規制を巡る動き⁷

米国においては、6 月 3 日に、FRB より、連邦による監督下にある保険会社に対するグループ資本規制に対するアプローチ等の提案が公開された。その中では、2016 年に導入されたばかりでその制度の実効性が十分に確認されていない「EU のソルベンシー II のアプローチ」に対する強い問題意識と、

⁷ 基礎研レポート「[米国における連邦による保険資本規制—FRB が金融システムの安定上重要な保険会社等に対する資本規制のアプローチ等を公表—](#)」(2016.6.14)

いまだ開発途上にある「IAIS の ICS でのアプローチ」に対する課題意識が示されている。一方で、これまで長期間にわたって運営されてきた「米国の監督規制のアプローチ」をベースに今後の検討を進めることへの強い志向が示されている。

(2)州ベースの保険資本規制を巡る動き

米国における単体の保険会社に対する資本規制については、州ベースの RBC 制度があるが、その基礎となる保険負債評価については、2017 年 1 月から、PBR（プリンシプル・ベースの責任準備金評価）制度がスタートすることになっている⁸。PBR では、これまでの伝統的なロックインでの標準責任準備金評価方式から、より直近の状況を反映した前提に基づいた責任準備金評価方式へと移行していくことになる。ただし、PBR が導入されるのは今後の新契約からのみであり、さらには現行方式との大小チェックも残る等、新たな方式は時間をかけて段階的に導入されていく形になっている。

4 | 市場価値調整ベース (MAV) について

これまでの ICS の検討過程をみると、IAIS においては「市場価値調整ベース (MAV)」に志向した検討が行われてきたように思われる。

「完全な市場価値に基づく方式」が実態的に大きな課題を抱えることになることについては、これまでの経験や議論を通じて、多くの関係者の間での共通の認識となったものと思われる。

一方で、「市場価値調整方式」についても、「EU のソルベンシー II を含めて、伝統的な長期の生命保険商品を中心に販売してきた市場において、実証的に問題なく機能してきた、という証左はない。」ように思われる。その意味では、今回、IAIS が提唱している「市場価値調整方式」である MAV については、実際に運営可能な方式がうまくまとまっていくのかについては、大変興味深いものがある。

「どのような調整をどの程度行うのか」について、これまでも検討・議論が行われてきたが、今回の CD に対するコメントやフィールドテストでのデータ収集等を踏まえて、MAV の課題点を可能な限り認識し、さらなる検討・議論が深められていくことになる。

いずれにしても、MAV については、GAAP ベースとは異なり、実際の場面ではテストされていないものであることから、今後の EU ソルベンシー II での実際の経験等も踏まえて、ソルベンシー II と同様に、定期的な見直しを行うことで段階的に実施していくプロセスを慎重に進めていくことが望まれる。

さらには、MAV を実際の行政介入等の要件の基準として採択していく場合には、その「調整」等の内容について、対外的に十分な説明を行うことで、投資家や消費者等の理解を得ていくことが重要になってくる。

5 | GAAP 調整アプローチ (GAAP+) について

一方で、GAAP 調整アプローチ (GAAP+) については、GAAP ないしは SAP という、少なくともこれまで各国の監督・規制制度の中で実際にワークしてきた制度がベースになっている。ただし、GAAP 自体が各国間で多くのパターンがある中で、各国の GAAP+ の間の比較可能性を高め、MAV

⁸ 保険年金フォーカス「[米国 PBR（プリンシプル・ベースの責任準備金評価）制度の動向－NAIC が、2017 年からの実施を採択－](#)」（2016.6. 21）

との同等性も高めていくために、必要な調整が具体的にどのような形で行われていくことになるのかについては、必ずしも明確でないように思われる。

調整の性質及び規模については各国間でかなり異なる可能性があることから、各国間の比較可能性を確保していくためには、今後これらの GAAP+方式に基づく数値が開示されていく場合には、GAAP への「調整」の内容についても、十分に説明し、開示していくことが求められてくることになる。

6 | ICS の最終目標

こうした中で、ICS の最終目標について、今回の CD では、以下のように述べられている。

「IAIS の最終的な目標は、まだ決定されていない日付までに、1 つの ICS が、管轄区域全体に、比較可能な、すなわち実質的に同じ、結果を達成する、共通の方法論を含む単一の ICS（を作成すること）である。」

この IAIS の最終目標については、ここまで述べてきた状況を踏まえると、かなり高い目標のように思われるが、望まれる方向性であることは誰も否定できない。今後、十分な時間をかけて、有効性・実効性を確認していくプロセスを段階的に実施していくことを通じて、最終目標の達成を目指していく必要があるものと考えられる。

7 | 最後に

IAIGs については、日本の大手の保険会社も含まれていくことが想定されていることから、ICS を巡る動きについては、多くの人々が極めて高い関心を寄せている。その内容が、日本のソルベンシー規制を始めとして、欧州のソルベンシー II や米国の FRB による資本規制、RBC 制度等にも大きな影響を与えていくことが想定されることから、監督当局や大手の保険会社にとどまらずに、全ての保険会社等の関係者が、その動向を注意深く見守っている。

ICS を巡る動きについては、今後も引き続き注視し、適宜フォローしていくこととしたい。

以 上